

第 1 章 京都府立京都すばる高等学校 学則

(平成 21 年 4 月 1 日)

改正 平成 22 年 4 月 1 日 平成 26 年 4 月 1 日

平成 31 年 4 月 1 日 令和 4 年 4 月 1 日

令和 5 年 4 月 1 日 令和 6 年 4 月 1 日

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この学則は、京都府立学校の管理運営に関する規則（昭和 62 年京都府教育委員会規則第 8 号）第 5 条第 1 項の規定により、京都府立京都すばる高等学校（以下「本校」という）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置課程及び学科)

第 2 条 本校は、全日制の課程を置く。

2 全日制の課程には、次の表に掲げる学科を置く。

商業に関する学科	情報に関する学科
起業創造科 企画科	情報科学科

(修業年限及び在学期間)

第 3 条 修業年限は、3 年とする。ただし、5 年まで在学することができる。

第 2 章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第 4 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

2 前項の学年を分けて、次の 3 学期とする。

第 1 学期 4 月 1 日から 7 月 31 日まで

第 2 学期 8 月 1 日から 12 月 31 日まで

第 3 学期 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

(休 業 日)

第 5 条 本校の休業日は、次のとおりとする。

ア 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

イ 日曜日及び土曜日

ウ 学年始休業日 4 月 1 日から 4 月 7 日まで

エ 夏季休業日 7 月 21 日から 8 月 31 日まで

オ 冬季休業日 12 月 21 日から 1 月 7 日まで

カ 学年末休業日 3 月 21 日から 3 月 31 日まで

キ 入学選抜のための学力検査実施日

2 校長は、教育上必要があるときは、休業日に授業を行い、又は授業日を休業日とすることがある。

(臨時休業)

第 6 条 校長は、非常変災その他急迫の事由のため、臨時に授業を行わないことがある。ただし、この場合は回復措置を講じるものとする。

第 3 章 教育課程及び教科用図書

(教育課程)

第7条 教育課程は、校長が別に定める。

(各教科・科目等の履修)

第8条 生徒は、教育課程に定める各教科・科目等の単位数及び特別活動，総合的な探究の時間を履修しなければならない。

2 特別活動は、ホームルーム、生徒会活動及び学校行事とする。

(教科用図書)

第9条 教科用図書は、京都府教育委員会が採択した教科用図書の中から校長が定める。

第 4 章 単位の認定、学年の課程の修了及び卒業

(単位の認定)

第10条 単位修得の認定は、別に定めるところにより、校長が行う。

(卒業の時期、卒業の認定等)

第11条 卒業の時期は、3月とする。ただし、留学が終了した時点において、校長が卒業を認定した場合は、この限りでない。

2 校長は、全課程を修了したと認められる生徒について、卒業の認定をする。

3 校長は、前項の規定により、卒業の認定をした者に対して卒業証書（別記第1号様式）を授与する。

(原級留置)

第12条 校長は、各学年の修了又は卒業を認めることができない生徒を、原学年に留め置くことがある。

第 5 章 部活動等

(部活動等)

第13条 生徒は、校長の許可を受け本校の教員を顧問として団体・部等を組織することができる。ただし、政党その他政治上の目的をもつ団体及び宗教団体その他宗教上の目的をもつ団体、又はそれらの指導若しくは影響下にある団体の支部を組織したり、そのための活動をしてはならない。

2 前項の規定により許可をされた団体・部等が、本校外のそれらと連合して活動しようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

3 許可を受けた団体・部等が前2項の規定に違反したとき、あるいは本校の団体・部等としてふさわしくない行為があったときは、校長はその許可を取消すことがある。

第 6 章 入学、留学、休学、転学、退学等

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、4月とする。

(入学時の提出書類)

- 第 15 条 生徒は、入学した日から 15 日以内に宣誓書（別記第 2 号様式）に、保護者等及び保証人連署の誓約書（別記第 3 号様式）を添えて校長に提出しなければならない。
- 2 前項における「保護者等」とは第 24 条 3 項に定める者とし、以下、この学則において同様とする。
 - 3 第 1 項における「保証人」とは第 24 条第 4 項に定める者とし、以下、この学則において同様とする。

(転入学及び編入学)

- 第 16 条 転入学又は編入学を希望する者は、本人及び保護者等連署の転・編入学願（別記第 4 号様式）を校長に提出しなければならない。
- 2 前項の場合、校長はその事由を調査し、選考の上、相当学年に入学を許可することがある。
 - 3 第 15 条の規定は、前項の場合に、これを準用する。

(留 学)

- 第 16 条の 2 留学を希望する者は、本人及び保護者等連署の留学願（別記第 4 号の 2 様式）に留学の内容を示す書類を添えて校長に提出しなければならない。

(留学の期間)

- 第 16 条の 3 留学の期間は、原則として 1 年を単位とし、その期間は在学できる期間に算入する。

(転学及び退学)

- 第 17 条 生徒が、転学又は退学しようとする場合は、本人及び保護者等連署の転学願（別記第 5 号様式）又は退学願（別記第 6 号様式）により校長に願い出なければならない。

(再 入 学)

- 第 18 条 本校を退学した者又は学籍を除かれた者が、再入学を希望するときには、本人及び保護者等連署の再入学願（別記第 7 号様式）を校長に提出しなければならない。
- 2 前項の場合、校長は、正当な事由がある場合に限り、相当学年に再入学を許可することがある。
 - 3 第 15 条の規定は、前項の場合に、これを準用する。

(休 学)

- 第 19 条 生徒が、病気その他やむを得ない事由により休学しようとするときは、本人及び保護者等連署の休学願（別記第 8 号様式）により校長に願い出なければならない。
- 2 前項の場合において、病気により休学しようとする場合は、医師の診断書を添えなければならない。

(休学の期間)

- 第 20 条 休学の期間は、欠席の期間を通じ 2 年以内とし、その期間は、在学期間に算入しない。

(復 学)

- 第 21 条 休学中の生徒が、その事由がなくなったことにより復学しようとするときは、本人及び保護者等連署の復学願（別記第 9 号様式）により校長に願い出て許可を得なければならない。

(在籍する前に成年に達している場合)

第 22 条 第 6 章の前条までの規定にかかわらず、生徒が本校に在籍する前に成年に達している場合は、次のとおり読み替えるものとする。

- (1) 第 15 条において、「宣誓書（別記第 2 号様式）に、保護者等及び保証人連署の誓約書（別記第 3 号様式）を添えて、校長に提出しなければならない。」とあるのは「宣誓書（別記第 2 号様式）に、保証人署名の誓約書（別記第 3 号様式）を添えて、校長に提出しなければならない。」とする。
 - (2) 第 16 条第 1 項、第 16 条の 2、第 17 条、第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 21 条において、「本人及び保護者等連署の」とあるのは「本人署名の」とする。
- 2 前項の「本校に在籍する前に」とは、入学の場合は入学年の 4 月 1 日まで、転・編入学又は再入学の場合は、校長が転・編入学又は再入学を許可した日までとする。

(出席停止)

第 23 条 校長は、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 19 条の規定に基づき、必要があると認めるときは、生徒に出席停止を命ずることがある。

第 7 章 保護者等及び保証人

(保護者等及び保証人)

第 24 条 保護者は、生徒の親権を行う者又は後見人とする。

- 2 生徒が在学中に成年に達した場合、前項に定める保護者であった者を保護者に準ずる者とする。
- 3 第 1 項の保護者及び前項の保護者に準ずる者を合わせて「保護者等」とする。
- 4 保証人は、京都府内に住所を有し、独立の生計を営む成年とする。

(責 務)

第 25 条 保護者及び保証人は、本校の教育に協力し、本校に対して当該生徒に関する一切の責任を引き受けなければならない。

- 2 保護者に準ずる者は、生徒の成年後も引き続き、保護者と同様の責任を負い、本校の教育に協力するものとする。
- 3 保証人は、当該生徒又は保護者等が所定の授業料、入学料を納付しない場合には、当該生徒又は保護者等に代ってそれを納付しなければならない。

(住所等の変更)

第 26 条 保護者等又は保証人が、住所あるいは氏名を変更した場合には、直ちに校長に届け出なければならない。

第 8 章 授業料及び入学料

(授業料及び入学料)

第 27 条 本校の授業料及び入学料は、京都府立学校授業料等徴収条例（昭和 23 年京都府条例第 12 号）に定めるところによる。

(納付の時期)

第 28 条 授業料は、各学期の授業開始の日から 15 日以内に納付しなければならない。ただし、納付期限後に転入学、編入学、再入学又は復学をした者は、その際その学期分を納付しな

ればならない。

- 2 高等学校修学支援金の支給認定の申請その他の手続きを行う場合は、納付期限を別に定める。
- 3 入学料は、入学の日から 15 日以内に納付しなければならない。

(授業料の返還)

第 29 条 学期の中途において、退学、転学又は休学をした者に対しては、その学期の授業料の還付は行わない。ただし、所定の手続きをとりその学期の全部にわたって欠席又は休学した者は、この限りではない。

(未納者に対する措置)

第 30 条 校長は、正当な理由なく、授業料又は入学料を滞納しているときは当該生徒の出席を差し止めることがある。

- 2 校長は、前項の滞納がその学期を超えるときは、当該生徒の学籍を除くことがある。

第 9 章 表彰及び特別指導

(表 彰)

第 31 条 校長は、他の生徒の範と認められた者を表彰することがある。

(特別指導)

第 32 条 校長及び教員は、本校の規則に違反した生徒、あるいは本校の生徒としてふさわしくない行為のあった者に特別指導を加えることがある。

- 2 特別指導のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長が行う。
- 3 前項の退学の処分は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - ア 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - イ 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - ウ 正当の理由がなくて出席常でない者
 - エ 本校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

(手続その他)

第 33 条 表彰及び特別指導の手続きと、その実施に関する事項は、校長が別に定める。

第 10 章 施設等の利用

(施設等の利用)

第 34 条 施設等の利用については、校長が別に定める。

第 11 章 補則

(そ の 他)

第 35 条 この学則に定めるもののほか、必要な事項は、校長が別に定める。